

大阪府知事・大阪府議会議員選挙

さあ投票 選挙の主役はあなたです



選挙日 **4/9** 日

投票 7:00 ~ 20:00 各投票所

開票 21:15 ~ いきいきランド交野メインアリーナ

大阪府知事選挙と大阪府議会議員選挙が同日執行され、4/9に投票、即日開票します。各家庭に郵送される「投票所入場整理券」に記載されている投票所で投票してください。

	大阪府知事選挙	大阪府議会議員選挙
選挙期日	4/9(日)	
告示日	3/23(木)	3/31(金)
期日前・不在者投票	3/24(金)~ 4/8(土)	4/1(土)~ 8(土)

投票速報・開票結果

投票速報・開票結果は、市のホームページでお知らせします。
投票速報 4/9日8:00から1時間ごと 開票結果 開票終了後
市ホームページ (<https://www.city.katano.osaka.jp/>)

選挙公報をお届けします

各家庭に、候補者の経歴等を掲載した選挙公報を、4/7(金)までに配布します。届かない場合は、市選挙管理委員会までご連絡ください。

点字または音声版(デージー版)の配布(府選管)

府知事・府議会議員選挙の選挙公報を点字または音声版「選挙のお知らせ」は府選挙管理委員会が希望者に配布します。詳細は大阪府選挙管理委員会(☎06-6944-9118)にお問い合わせください。

住所移転者の選挙権

最近、住所を異動した人は、投票の場所等が変わることがあります。下表を確認し、お間違いのないようご注意ください。

種別		届出日	投票場所・投票の可否	
転入した	他府県から転入	令和4年12/22以前	新住所地で投票	
		令和4年12/23以後 令和4年12/30以前 ※1	新住所地で投票	
		令和4年12/31以後	投票できない	
	大阪府内の 他の市町村から 転入	令和4年12/22以前	新住所地で投票	
		令和4年12/23以後 令和4年12/30以前	選挙管理委員会へ お問い合わせください。	
		令和4年12/31以後	前住所地で投票 ※2	
転出した	他府県へ転出	全期間	投票できない	
		大阪府内の 他の市町村へ 転出 ※3	令和4年12/22以前	新住所地で投票
			令和4年12/23以後 令和4年12/30以前	選挙管理委員会へ お問い合わせください。
	令和4年12/31以後		前住所地で投票 ※2	
	転居をした(同一市町村内)		令和5年3/2以後に市内転居した人は、転居前の住所の投票所で投票してください。投票所は入場整理券に記載しています。	

- ※1 大阪府知事選挙の期日前投票および不在者投票ができる期間が異なる場合があります。詳細は市選挙管理委員会へお問い合わせください。
- ※2 投票する際に、市区町村長が発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」を提示する必要があります。
- ※3 大阪府内の他市町村へ転出の場合は、前住所に転出届を提出した日ではなく、新住所へ転入届を提出した日が基準になります。

注意

- 令和4年12/31以後大阪府内の市町村間で住所を異動した人は、前住所地で投票を行うことができますが、前住所地の選挙人名簿に登録されている必要があります。
- 「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」は、投票日までに最寄りの市(区)役所または町村役場の住民票を担当する窓口にて交付を受けてください。

